

新宿区住宅宿泊事業ルールブック改訂の概要

民泊をめぐるさまざまな課題の改善を図るため、新宿区住宅宿泊事業ルールブックの改訂を行いました。

【主な改訂事項】

①	廃棄物に関する問い合わせ先の変更	新宿清掃事務所 事業系ごみ減量係（新宿区下落合 2-1-1） 電話：03-3950-3814 (P.16、83)
②	在留資格等による事業従事制限の問い合わせ先の追加	出入国在留管理庁 電話：0570-013904 IP 電話・PHS・海外から：03-5796-7112 (P.20)
③	届出時に提出する書類の追加	国内に居住する外国籍の方は、「在留カードの写し」を提出する必要があります。 (P.24、70)
④	路上喫煙防止ポスターの差し替え	最新版デザインに変更しました。ポスターは区役所及び各特別出張所で配布しています。 (P.35)
⑤	チェックリストの様式変更	様式の文言を一部修正しました。 (P.66)
⑥	平面図の記載例の見直し	表現を見直しました。(P.71、72) ・非常用照明の凡例を設置必須と設置推奨に分けました。 ・面積の定義と非常用照明の設置に関して注釈を追記しました。